

道交法改正における パブリックコメントとポイントまとめ

株式会社スマートドライブ

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 1/6

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第六十八号。以下「改正府令」という。別添1）は、本日公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、本日公布された「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（以下「告示」という。別添2）についても、同年10月1日から施行されることとなった。

安全運転管理者の選任事業所が対象となります。

2022年4月と10月の2段階での施行となります。

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 2/6

1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした（府令第9条の10関係）。

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること（第6号）。

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（第7号）。

(2) アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（第6号）。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること（第7号）。

2 道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示

1 (2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

2022年4月より「目視等」での確認が法令で義務化されます。

2022年10月より「検知器」での確認が法令で義務化されます。

検知器については、アルコールを検知する事ができる、以上の基準は設けられていません。

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 3/6

1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

(1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

走行毎に前後にチェックする必要は無く、1日の業務開始時と業務終了時のみで良いものになります。

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 4/6

(2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

直行直帰・遠隔地での業務等の場合は、「携帯型」の検知器の携行を推奨しています。

非対面で発生する可能性のあるなりすましを防止する為に「カメラ・モニター」の利用を推奨しています。

携帯電話による対応も可能としているものの、毎日「運転者数×2回」の電話と測定結果の記録・1年の保管をしていく必要があり、管理部門・現場管理者の方々業務負担が極めて高くなる事が懸念されます。

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 5/6

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。なお、

(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

(1) 確認者名

(2) 運転者

(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、
番号等

(4) 確認の日時

(5) 確認の方法

ア アルコール検知器の使用の有無

イ 対面でない場合は具体的方法

(6) 酒気帯びの有無

(7) 指示事項

(8) その他必要な事項

2022年4月より8項目の
記録・1年の保管が法令で
義務化されます。

2021年11月10日 警察庁パブリックコメント 6/6

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

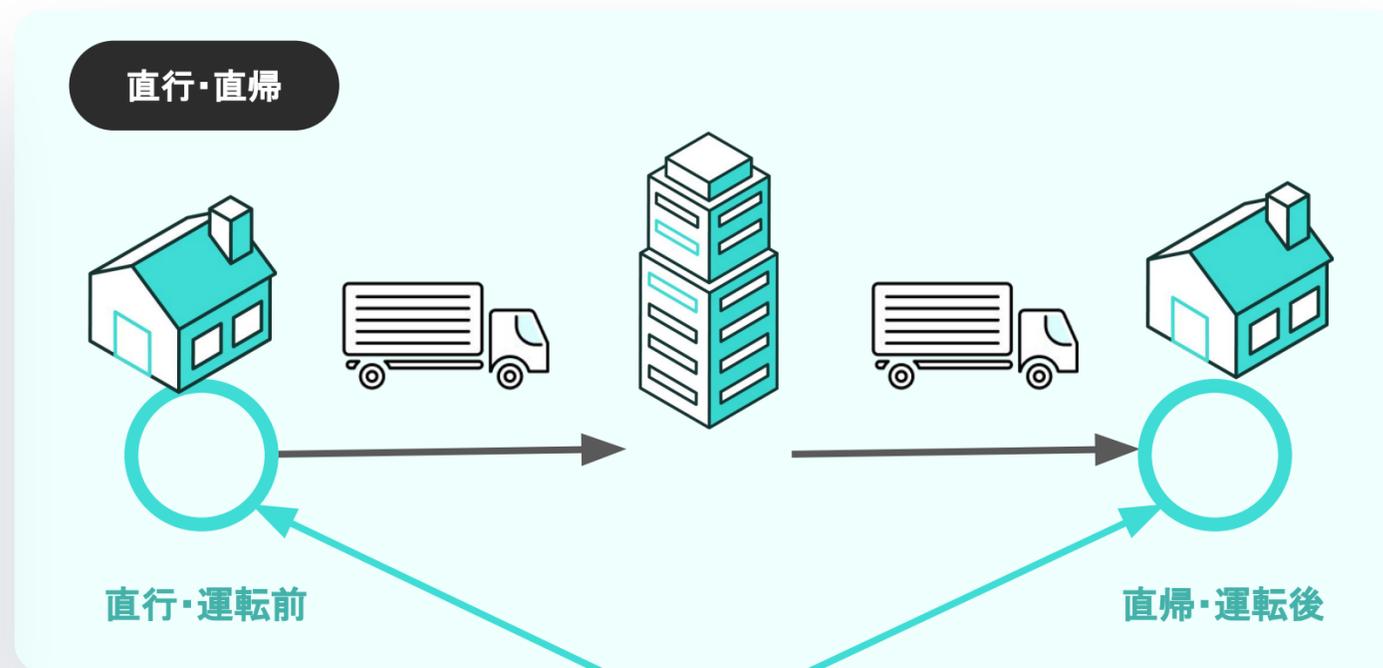
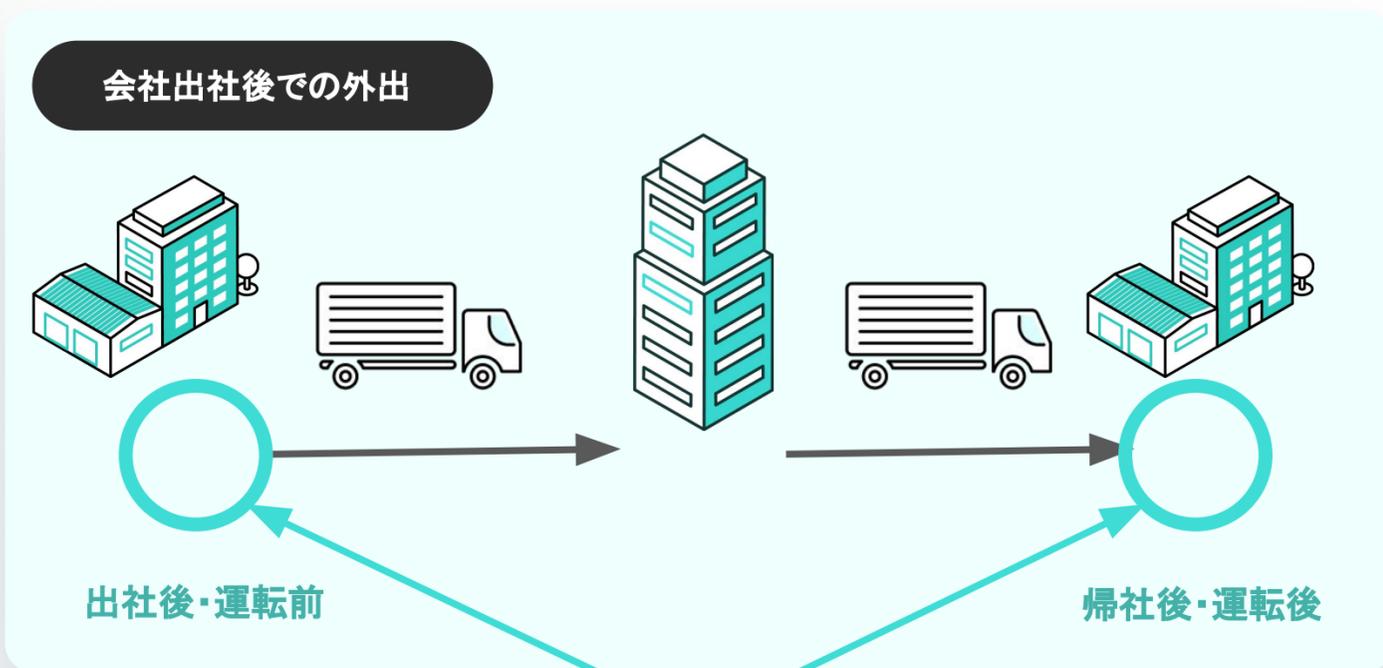
・安全運転管理者の選任の有無
・安全運転管理者の業務の実施状況について確認をされます。

酒気帯びの有無の確認タイミング

酒気帯びの有無の確認タイミング＝業務の開始前後（直行直帰時も、もちろん必要です）

業務の開始前後の運転者に対する確認

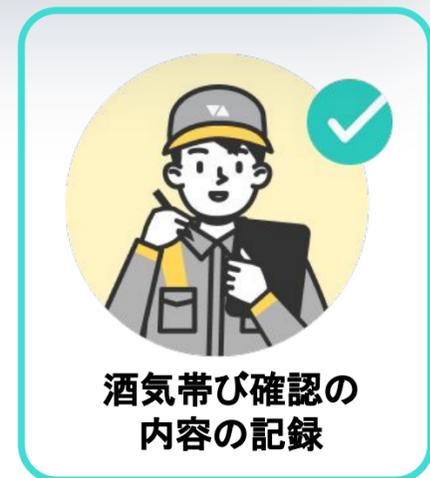
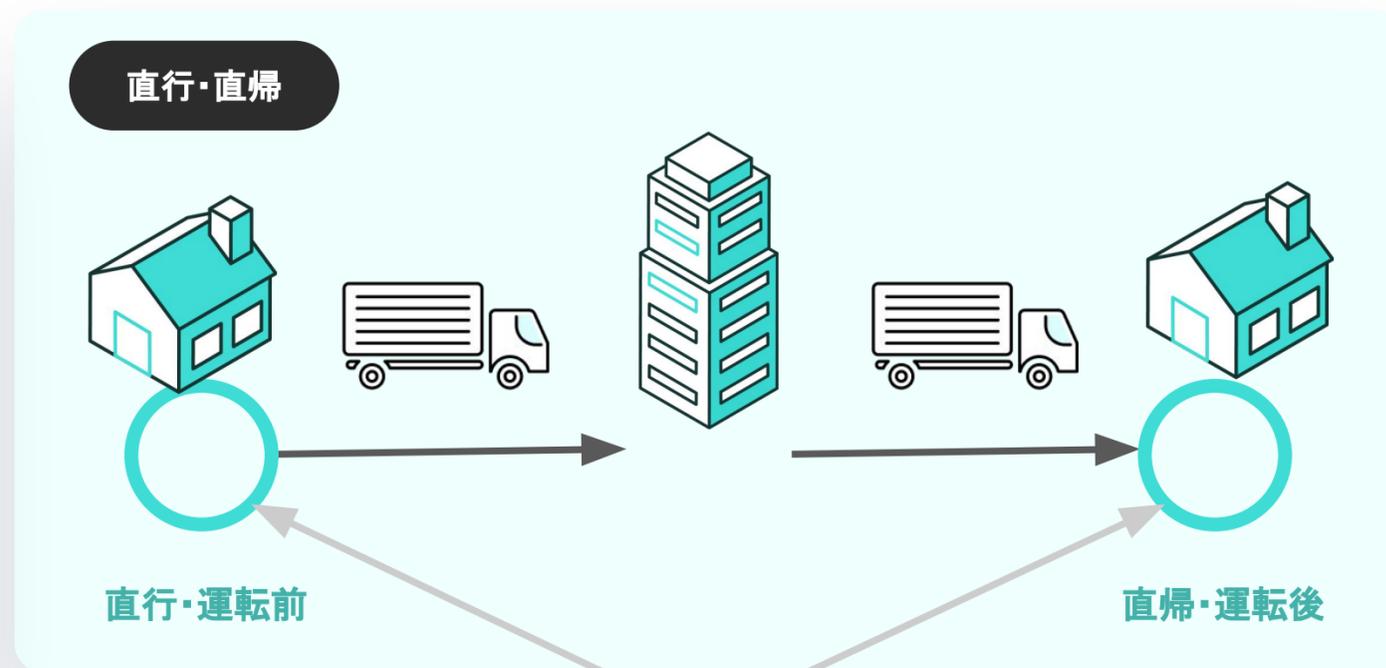
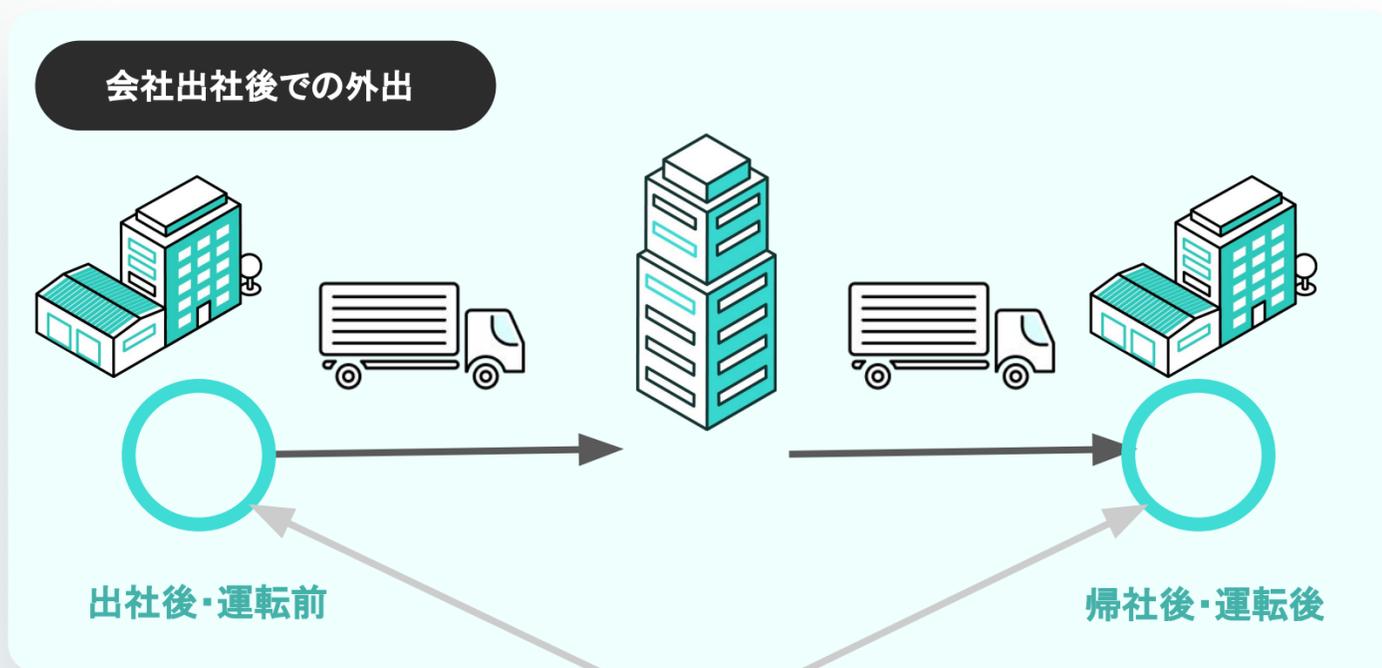
※走行毎に前後にチェックする必要は無く、1日の業務開始時と業務終了時のみで良いものになります。



酒気帯び確認の内容の記録

酒気帯び確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること(下記1~8が必要)

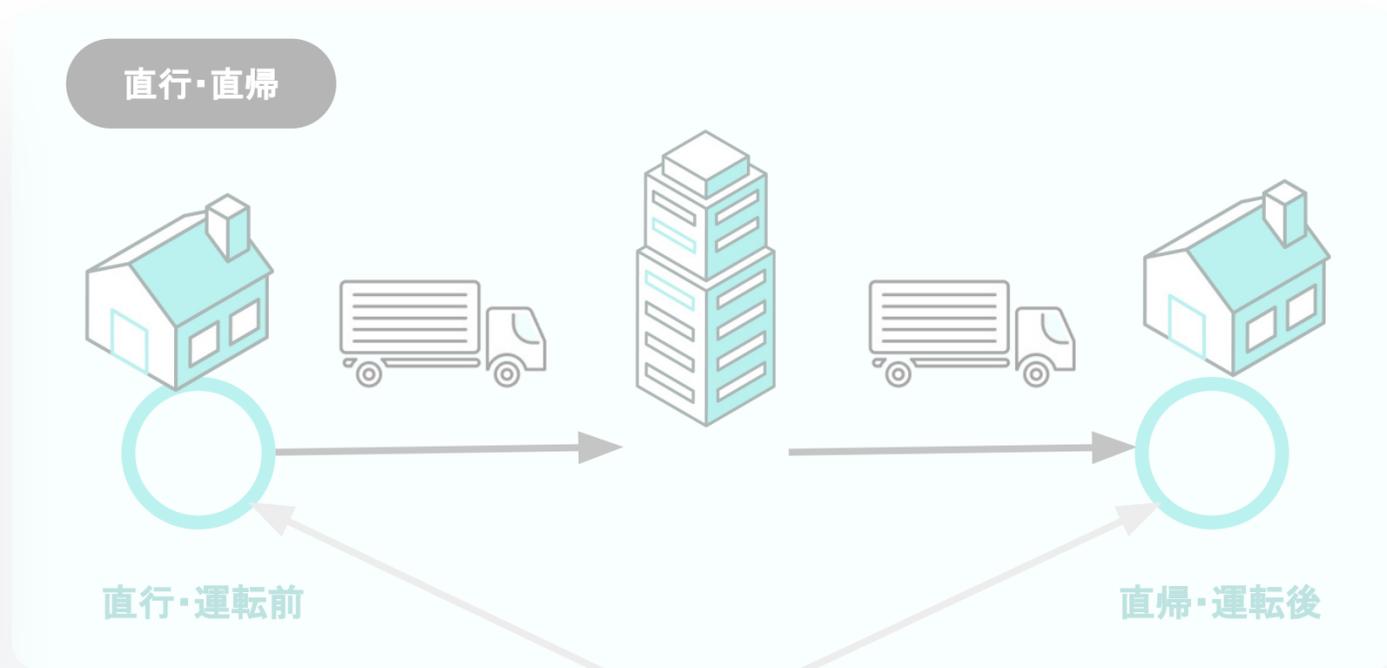
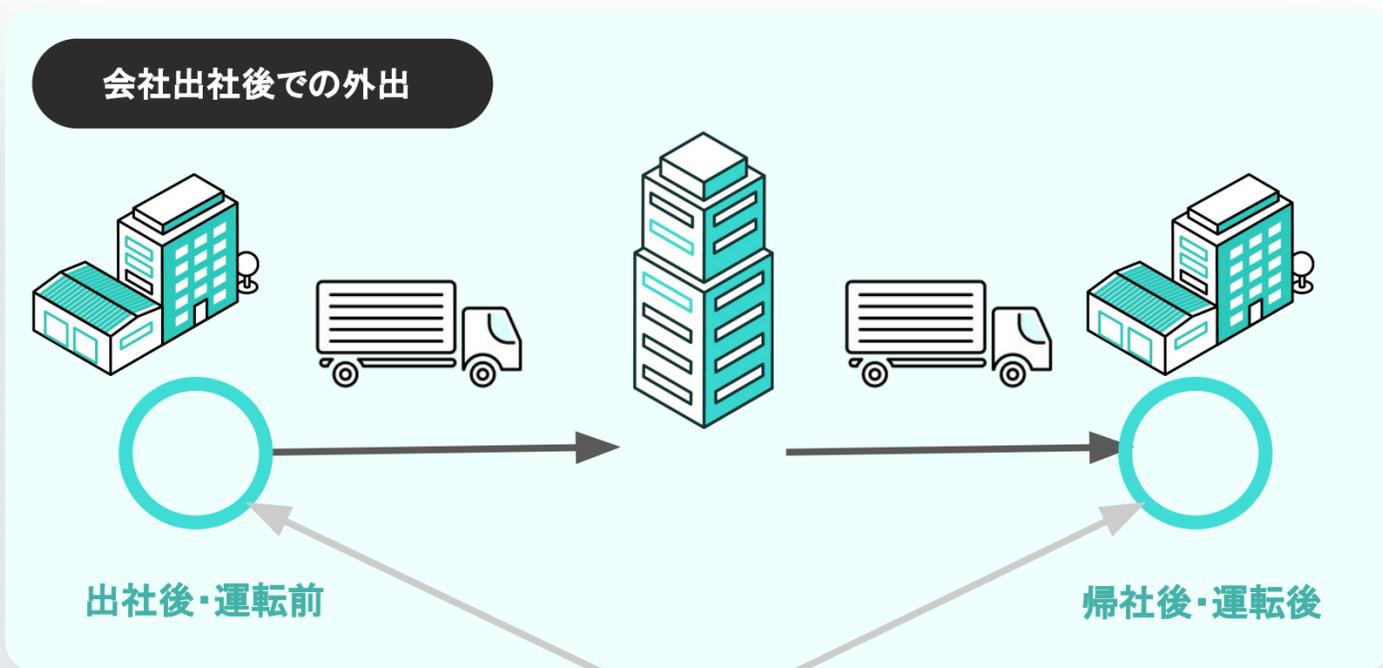
- (1) 確認者名、(2)運転者、(3)運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等、(4)確認の日時、(5) 確認の方法 ア/アルコール検知器の使用の有無 イ/対面でない場合は具体的方法、(6)酒気帯びの有無、(7)指示事項、(8)その他必要な事項



酒気帯びの有無の確認

運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること

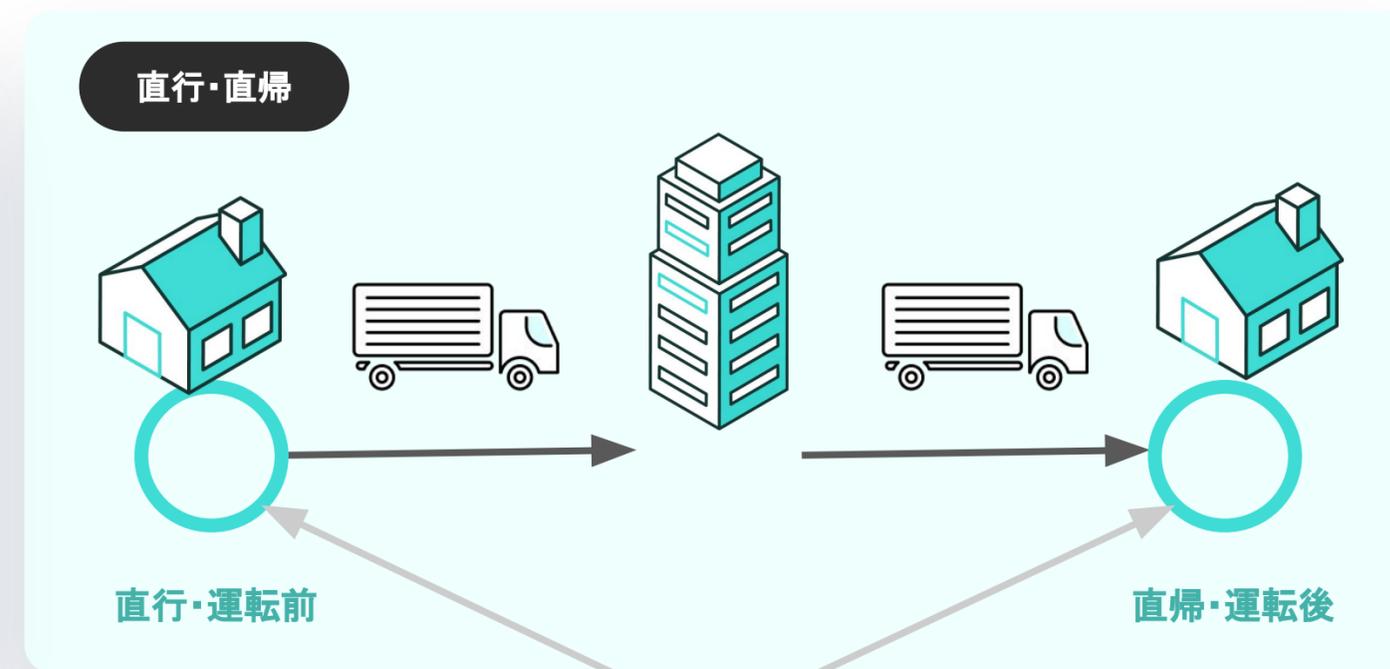
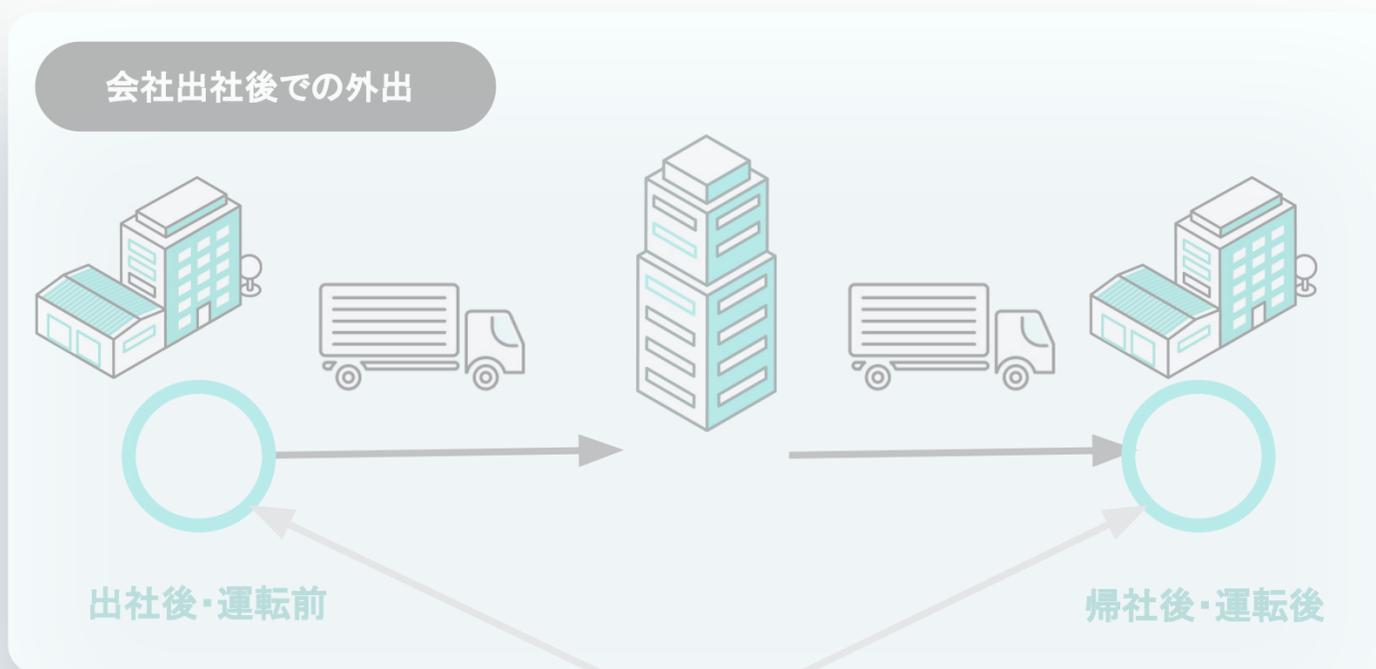
「目視等で確認」とは...運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。



酒気帯びの有無の確認・直行直帰の場合等

対面での確認が困難な場合には、対面に準ずる適宜の方法で実施が必要(下記①or②)

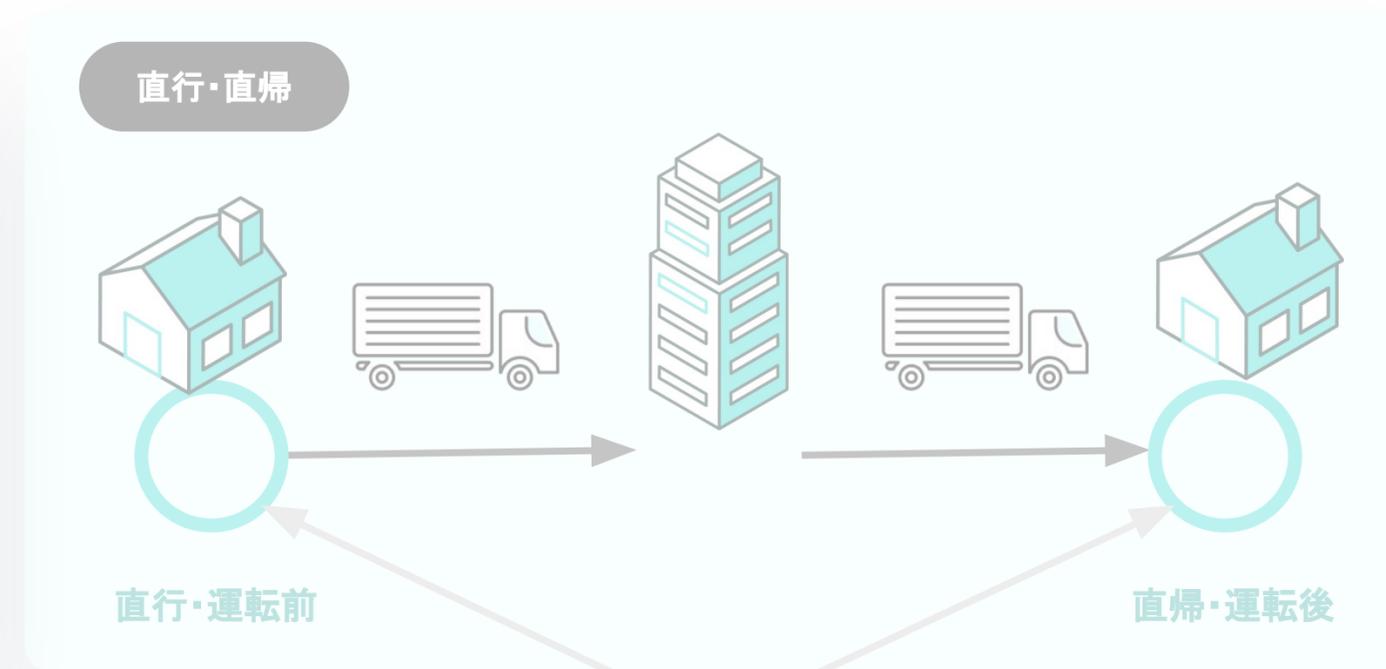
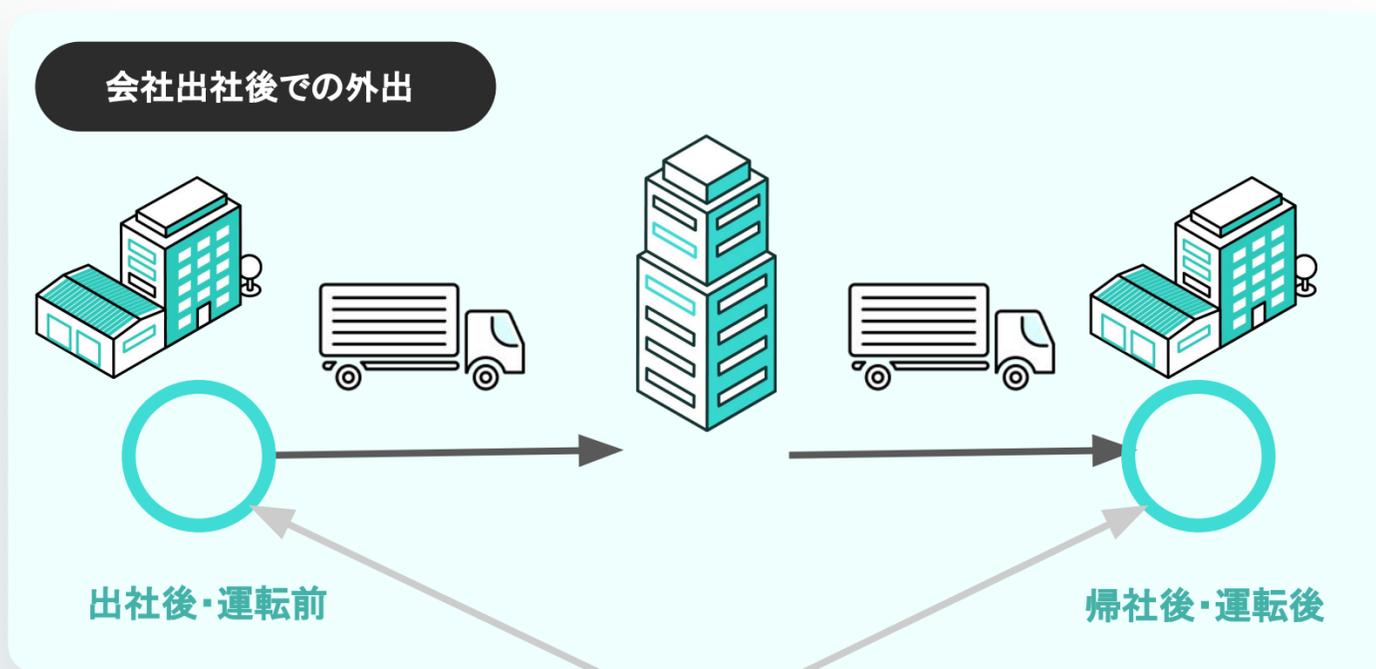
- ①カメラ・モニター等によって、安全運転管理者が運転手の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法



アルコール検知器の使用等

国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行う必要あり

検知器については、アルコールを検知することができる、以上の基準は設けられていません。



酒気帯びの有無の確認・直行直帰の場合等

直行直帰の場合等には、携帯型アルコール検知器等が推奨されています

- ①カメラ・モニター等によって、安全運転管理者が運転手の顔色、応答の声の調子等とともに、**アルコール検知器による測定結果を確認する方法**
- ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、**アルコール検知器による測定結果を報告させる方法**

